

憲法記念行事「憲法という希望」 ～木村草太教授講演、木村教授・国谷裕子氏対談～

憲法問題特別委員会 担当副会長 種村 泰一

1 本年5月14日、憲法記念行事の一環として、「憲法という希望」というタイトルの下、大阪憲法ミュージカル2016「無音のレクイエム」プレビュー公演、首都大学東京教授である木村草太さんの講演「今、私たちにとって憲法とは？」及び国谷裕子さんとの対談「憲法を使いこなす」が行われました。

2 この憲法記念行事は毎年大阪弁護士会において実施しているもので、概ね、会員から名刺広告をいただいた上で憲法記念日に新聞紙上に会長対談を掲載する、イベントを行う、併せて無料法律相談を行うといったものです

3 本年の会長対談は、毎日新聞で「日本国憲法と18歳選挙権」について大学生と対談する、朝日新聞で「日本国憲法の現在とこれから」について東大名誉教授である樋口陽一さんと対談するというものでした（樋口さんとの対談の詳細は本誌5月号に掲載され、当会ホームページにもアップしておりますので是非ともご高覧ください）。

なお、この会長対談は会員皆様の名刺広告があってはじめて新聞に掲載し得るものです。今後ともご協力の程よろしく申し上げます。

4 講演「今、私たちにとって憲法とは？」

さて、木村さんの講演ですが、憲法と立憲主義、夫婦別姓違憲訴訟、婚外子相続分差別問題、辺野古基地建設問題が取り上げられました。

憲法と立憲主義について、木村さんは、立憲的意味の憲法とは過去に国家がしでかしてきた「失敗のリスト」であり、無謀な戦争から軍事力の統制、人権侵害から人権保障、そして権力独裁から

権力分立と民主主義が生まれた、憲法は私たちの「当たり前の生活」を支えるものであると話されました。

木村さんは、夫婦別姓違憲訴訟について、最高裁判決は争点に対する判断として法律的に筋が通っているとした上で、問題とすべきは「氏の変更を容認するカップル」と「氏の変更を容認しないカップル」との間にある「法律婚として保護される利益を享受できるか」についての差別的取扱の是非であると話されました。

木村さんは、婚外子相続分差別について、平成25年9月4日最高裁決定は平成7年7月5日決定との関係が明確でないだけでなく、平成13年7月当時には婚外子相続分差別が違憲であるとの判断、あるいは確定した法律関係は覆らないとの判断について理由が定かではなく、差別禁止という点から結論は是認できるものの、理論上問題が多いとの指摘をされました。

また、木村さんは、辺野古基地建設問題について、どこに米軍基地を建設するかは国の重要事項（法律事項）であること、米軍基地が置かれた場所に対して地方自治権が制限されることを指摘の上、憲法41条が国会を唯一の立法機関と定めていること、憲法92条が地方公共団体の組織及び運営に関する事項は法律事項とされていること、憲法95条が地方特別法は住民投票の承認が必要とされていることからすれば基地建設には法律と住民投票が必要であるとの見解を示されました。

いずれについても斬新な視点を提示されたもので、実に興味深く講演を聴くことになりました。



5 対談「憲法を使いこなす」

国谷裕子さんとの対談は木村さんが「難しいことをわかりやすく語るこそ専門家の努め」との持論を述べられたあとで、国谷さんの質問に対し丁寧に答えておられる姿が印象的でした。

後日、木村さんはTwitterで「私も楽しかったし勉強になりました。国谷さん、お話を引き出す技術、さすがでした」と述懐しておられますが、正にクローズアップ現代のライブを見た思いがしました。

6 ところで、このイベントですが、我々執行部が本年2月頃から議論を重ね、企画したものです。そして弁護士会のHPにてイベント告知を開始したところ、当初募集人数800名が僅か一週間で満員となりました。そこで、大量に印刷したビラを目の前にして、参加申込を締め切った以上、このビラは破棄するしかない…などと嬉しい悩みに直面することになりました。

結局、2階ホールだけでなく10階、12階の会議室も解放してより多くの方にご参加いただけるようにし、当日の混乱を回避するため、当選通知の送付、当日の受付体制、来館者の誘導等について事前に綿密な打ち合わせを行いました。

イベント当日は、よりよい席を求めてか、開館時

刻である午前8時半に弁護士会館の外に既に人が並んでいるという状況で、着席番号順の整理券を交付するとしていた午前10時には100名近くの方が列に並んでおられました。事前に綿密な打ち合わせをしていたこともあって大きな混乱はなく、むしろ、参加者の熱意がひしひし伝わってきました。もっとも、昼頃から客足が鈍りだし、最

終の参加者は800名弱、ほぼ2階ホールだけでまかなえるという結果となりました。多くの方に木村さんと国谷さんを直接見ていただけることになったのは喜ばしいことでしたが、定員に達したとの理由でかなり多くの申込みをお断りしていただけたに、我々の見込みの甘さに反省しきりでした。

なお、後日、キャンセルの経過等を確認したところ、キャンセル者の多くが弁護士であることが分かりました。慎重に参加申込みをしていただければ多くの方の申込みを断ることがなかっただけに、少し残念でした。



7 最後に、今回のイベントが成功裏に終わったのは弁護士会職員の熱心なサポートがあったことでした。

この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。